

# 審査基準

平成19年8月8日作成

法令名	古物営業法施行規則
根拠条項	第12条第1項
処分の概要	行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先)	神奈川県公安委員会
法令の定め	古物営業法 第11条第2項(行商従業者証) 第12条(標識) 古物営業法施行規則 第10条(行商従業者証の様式) 第11条(標識の様式)
審査基準	
標準処理期間	30日
申請先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第一係
問い合わせ先	神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第一係 ☎ 045-211-1212 内線3037
備考	